

史料紹介 亀井家文書 「酒井出羽守城鉄炮并武具目録」 亀井政矩の津和野移封における城付武具引き渡し

矢野 健太郎

はじめに

本稿は、島根県立古代出雲歴史博物館所蔵の亀井家文書の内、元和三年（一六一七）、亀井政矩の津和野移封における城付武具の引き渡しに関する史料「酒井出羽守城鉄炮并武具目録」^①（以下、武具目録【亀井】とする）について紹介するものである。この武具目録【亀井】は、元和三年八月二十二日に亀井政矩が城付武具を預かった際に、上使の柳生宗矩、小笠原長房、駒井親直へ提出した目録の正文で、本来ならば亀井家に伝来するはずのない史料である。また、津和野前藩主は坂崎直盛（出羽守）であるが、武具目録【亀井】には「酒井出羽守」と記されている。これらの点についてもあわせて検討したい。

この城付武具の引き渡しについては、既に国立歴史民俗博物館所蔵の「石見亀井家文書」によって研究が進められている。先行研究においては、宇田川武久氏によって、上使から亀井政矩へ出された目録の写しである「城鉄砲并武具之目録写」（以下、武具目録【上使】とする）の史料紹介と目録作成による新領主への武具引き渡しの実態が明らかにされている。^②

また、近年では佐藤宏之氏によって、「石見亀井家文書」の関連史料の分析から、津和野における城受け取りの際に、城内諸道具の目録が作成され引き継ぎが行われたこと、さらにその目録の作成過程において、武家の財が公有の財と私財とに峻別されていたことが示された。そして、そうした方針が元和四年の越後国村上藩主

村上忠勝の改易に際して成文化され、これにより「城付の武具と城米を把握・管理した江戸幕府は、国家権力を各大名に分有させ、それを背景とした統治業務の分業化を行いつつも、幕府の国家的支配の体系のなかに編成していった」としている。^③ただし、石見亀井家文書における城付武具の引き渡しに関する史料はいずれも写しであるため、本史料および関連史料により、城付武具の引き渡しの実態については、再検討が可能となった。

津和野における城付武具の引き渡しに関する史料には、①元和三年八月二十二日上使より亀井政矩宛武具目録（武具目録【上使】）、②元和三年八月二十二日亀井政矩より上使宛武具目録（武具目録【亀井】）、③元和五年六月二日酒井家臣より亀井家臣宛武具目録^④（以下、武具目録【酒井】とする）の三点が確認されており、その正文と写しの所蔵関係は表1のとおりである。

先にみた武具目録【亀井】の伝来の経緯、坂崎氏が「酒井」姓を称した点も踏まえた上で、元和三年の津和野城付武具の引き渡しの実態に迫りたい。

表1 城付武具目録の正文・写し所蔵状況

史料概要	正文	写し
元和三年八月二十二日 上使より亀井政矩宛武具目録	未確認	○
元和三年八月二十二日 亀井政矩より上使宛武具目録	●	○
元和五年六月二日 酒井家臣より亀井家臣宛武具目録	●	○

- 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵
○ 国立歴史民俗博物館所蔵

一 元和三年の城付武具の引き渡しと武具目録

元和二年九月、「千姫事件」⁽⁵⁾により津和野藩主の坂崎直盛が死去した後、翌年七月に鹿野藩主亀井政矩の津和野移封が決定し、翌八月には、津和野城受取の上使として柳生宗矩、小笠原長房、駒井親直が派遣されることとなった。

こうした情報は、周辺の大名も把握しており、萩藩主毛利輝元は、八月六日付け家臣益田元祥宛書状で、上使への対応について、次のように記している。

一 酒井出羽跡目之儀、亀井豊前ニ被遣候哉、為御検使柳生又右被下候由、就夫舟之儀被申候哉、被申付之由可然候、趣により爰元へも可被立寄之由候歟、其段御年寄衆まで被相伺之由候歟、定可被越と存候、津和野着にて候ハ、先使者など遣し可申与存候

ここで注目しておきたいのは「酒井出羽」と記されている点である。輝元が津和野藩主を酒井出羽守と認識していたことを示している。また、年月日未詳ではあるが、柳生宗矩宛の酒井出羽守書状⁽⁷⁾が存在していることからすると、この時期の坂崎出羽守は、自他ともに「酒井出羽守」という認識であったといえよう。以下、本稿では坂崎と酒井の記載を、史料に基づいて酒井に統一する。

津和野城受取は、当初かなりの緊張状況にあったようである。ひとつは酒井家家臣の領外への逃亡で、物奉行や物頭らが、妻子とともに算用関係の書類や道具などを持って、萩藩領へ逃亡していた。その後、家臣たちは、三田尻において萩藩の奉行に捕らえられ、津和野へと移送された。⁽⁸⁾

さらなる緊張状況にあったことを窺わせるのが、次の八月二十二日付けの上使連署状⁽⁹⁾である。

今度於津和野、皆々一味同心仕、一揆同然之仕合有之處其方公役千千代為大事ニ存、無一味事誠神妙候、彌奉公可被仕者也

八月廿二日 柳生又右衛門尉

判

小笠原市左衛門尉

駒井右京進判

小笠原八左衛門尉殿

これによると、津和野において「一揆同然」の構えをした家臣がいた一方で、それに加担せずに酒井家の嗣子と思われる「千千代（仙千世）」を擁護した家臣が存在していたことが分かる。また、上使が酒井仙千世という存在を認識していた点も重要であろう。宛先である小笠原八左衛門は、後に毛利秀就に仕え、萩藩士となった人物である。もう一点確認しておきたいのは日付である。これからみる武具目録や城米関係の史料も、すべて八月二十二日付けで発給されていることから、津和野城受取が一応の決着をみたのが、八月二十二日であったと考えられる。

では、武具目録【亀井】をみてみよう。表題には「酒井出羽守城鉄炮并武具目録」とあるが、「酒井出羽守」については、文字もやや小さく、右上に配置されていることから、後に加筆された可能性も考えられる。

以下、九十六項目にわたって武具や道具類が書き上げられる。概要は、①大砲・鉄炮、弓、鎗、弾薬、甲冑などの武具類（1〜38・47〜61・68など、数字は翻刻文に付した番号を示す）、②陣立ての諸道具類（39〜46など）、③兵糧（85〜87など）など、多岐にわたっている。また、一つ書の記載内容について、武具目録【上使】と比較すると、写しであるため、どの段階で変化が生じたかは不明であるが、①漢字変換や補足をした事例（2台なし→台無筒、21はしやう筒→馬の上筒など）、②誤記載（57玉箱→玉筒、58塩砂桶→塩硝桶など）、③記載なし（29・34・38の弓、鎗、うつばの合計数）のような違いがみられる。

武具目録【上使】の文末には「右之道具改預ヶ置申候、但、箱ノ分ハ石原五右衛門存知、封を付申候、此印判也、又以前之卷符并鎖おろし申候箱も御座候、重而も其通御渡払可被成者也」とあり、これらの道具類を上使が改めた上で預け置くこと、箱の分は石原五衛門（酒井家家臣）が封をしていることが記されている。

これを受けて武具目録【亀井】の文末には「右之道具改請取候、但、箱之分者封之まゝ預り置申所実正也」とあり、これらの道具を改めて受け取ったこと、箱の分は封のまま預かったことが記されている。ここで注目しておきたいのは、それぞれの武具目録の「預け置」「預り置」という文言である。元和三年の段階では、津和野の城付武具は、上使の改めを経て、亀井政矩へ預け置かれた（亀井政矩は預かり置く）状況にあったと理解しておきたい。

武具目録【亀井】において、もう一点注目しておきたいのは、一つ書きの武具・道具の名称や員数、もしくはその両方に、確認をした印が記されている点である（いずれにも印がないのは87塩のみ）。さらに19六匁筒の員数の左脇に「内壺丁不足」と記されている。いずれかの段階において、武具目録【亀井】を用いて現物との照合作業が行われたと考えられる。また、「内壺不足」の記述は武具目録【亀井】にしかみられない。

そして、最初にも示したように武具目録【亀井】は、元和二年八月二十二日に、亀井政矩が、上使へ提出した武具目録の正文であることから、亀井家に伝来する可能性の低い史料である。

この武具目録【亀井】の伝来の経緯や現物との照合を検討する上で、その手掛かりとなるのが、元和五年六月二日付の「酒井出羽守武具其外荷物請取状」⁽¹⁰⁾（武具目録【酒井】）である。

二 元和五年の城付武具の引き渡し

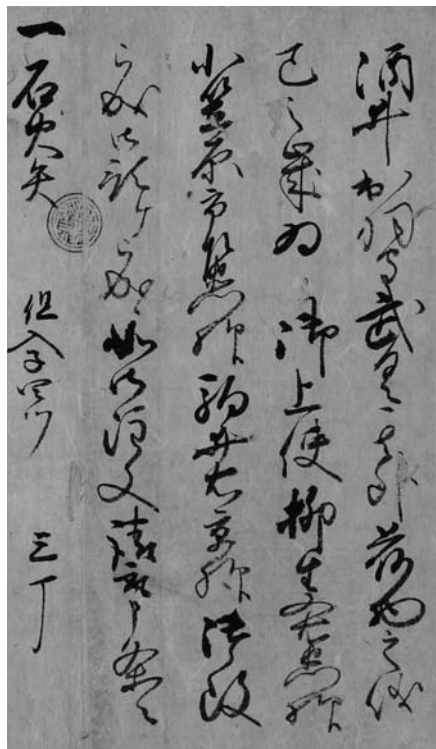
武具目録【酒井】については、佐藤氏によって写しである「城鉄砲并武具目録写」⁽¹¹⁾を用いて検討がなされている。

目録の冒頭には、

酒井出羽守武具其外荷物之儀、巳之歳為 御上使柳生又右衛門様、小笠原市左衛門様、駒井右京様御改被成御預ケ被成候、如御注文請取申条々

とある。しかし、先行研究においては、やや判読しづらいが「注文」と読むべき箇所を「注介」と判読していることから「酒井出羽餅の武具やそのほかの荷物を巳年（元和三年）に上使として柳生・小笠原・駒井の三氏が改めるまで「御注介」として預かっていたことが記されている。」とし、「津和野城の城付武具などは、一旦酒井仙千世（坂崎直盛の子）に預けられ、上使の柳生・小笠原・駒井氏が改めたるで、亀井氏に引き渡されたのである。」と結論づけている。⁽¹²⁾

ここで、武具目録【酒井】の正文である「酒井出羽守武具其外荷物請取状」の冒頭部分をみてみよう。



〔酒井出羽守武具其外荷物請取状〕冒頭部分

酒井出羽守武具其外荷物之儀、巳之歳為 御上使柳生又右衛門様、小笠原市左衛門様、駒井右京様御改被成御預ケ被成候、如御注文請取申条々

とあり（傍線部筆者）、正文によって「注文」であることが判明した。これにより、酒井仙千世は武具類を「仲介」として預かっていたのではなく、「注文」（目録）のとりの武具類を受け取ったと解釈することができるであろう。

また、文末には

右之武具・荷物酒井仙千世ニ被下候旨、江戸從 御年寄衆様御判被下候、則各々

へ懸御目候、其上柳生又右様、小笠原市左様、駒井右京様へ亀井豊前様へ武具・荷物不殘可有御渡候由、御状參候ニ付御渡候、少も無相違請取申所実正也、又 御上使三人様御預ケ状も請取申候間、此方より上可申候、為後年以手形申入候所如件

酒井仙千世内
牧勘兵衛
元和五年
六月二日
吉見備前
■ ■ (花押・印)

亀井豊前様御内
塩冶大学殿
牧四郎兵衛殿
賀藤藏人殿

とある(牧・吉見の実名については判読できなかった)。やや解釈の難しい点もあるが、次のような状況であったと推測される。

① 幕府年寄中より、酒井出羽守の武具類を酒井仙千世へ下げ渡す旨の御判物が下された。

② これらの武具類については、上使から亀井豊前へ武具類を御渡しするようにとの御状が来たので、御渡しした武具類である。

③ これらの武具類を少しも相違なく受領した。

④ 上使の「御預ケ状」も受け取ったので、こちらから提出する。

これらのことから、津和野城付武具の引き渡しは、元和三年八月二十二日に、上使の改めを経て亀井政矩に御預けとなり、元和五年六月二日に幕府の命によって酒井仙千世へ引き渡されることとなったといえよう。そして、上使の「御預ケ状」が「酒井出羽守城鉄炮并武具目録」(武具目録【亀井】)であり、こうした武具引き渡

表 2 「津和野移封一件引継関係覚書」収録史料概要

番号	表題	年月日	作成→宛	概要
①	借米之書立	元和3年8月22日	上使(柳生・小笠原・駒井)→ 亀井家臣(塩冶)	借米315.576石の覚、城米として処理することを指示
②	村々ニ預置米之覚	元和3年8月22日	上使(柳生・小笠原・駒井)→ 不明	村々への預米12.983石の覚、城米として処理することを指示
③	酒井出羽守御城米預り申事	元和3年8月22日	亀井家臣(加藤・牧・塩冶)→ 酒井家臣(吉見・石原・牧)	米48.696石、大豆128.728石、粃208.429石、 小豆6.67石、粟1.8石、蕎0.5石の預かりの覚
④	酒井出羽守城米預ケ申す俵物事	元和3年8月22日	酒井家臣(石原)→ 亀井家臣(牧・加藤・塩冶)	米48.696石、大豆128.728石、粃208.429石、 小豆6.67石、粟1.8石、蕎0.5石の預けの覚
⑤	渡申塩之事	元和3年8月21日	酒井家臣(石原)→ 亀井家臣(新藤)	塩100俵の引き渡しの覚
⑥	御城米算用之覚	元和5年5月23日	酒井家臣(牧・吉見)→ 亀井家臣(牧・加藤・塩冶)	①・②の米を除いた城米の清算の覚、精算額として米239.3石を計上

しの過程のなかで、亀井家に伝来することとなったと考えられる。また、武具目録【酒井】には、武具目録【亀井】の19六匁筒にある「内老丁不足」の記載がないことからすると、武具目録【亀井】を用いた現物との照合作業は、元和五年六月二日以降に行われた可能性が高いといえよう。

ただし、酒井仙千世とその家臣たちが、どこで、どのようなたちで存在していたのか、大砲・鉄炮一〇二〇丁、弓五四五丁、鎗五四五本を含む膨大な城付武具の引き渡しの実態(亀井政矩が津和野城で預かっていた武具類が、実際に酒井仙千世に引き渡されたとは想定しがたい)、最終的に城付武具は誰が所有したのかなど、不明な点は多く残っている。

ここで酒井仙千世とその家臣や武具引き渡し状況の補足として、津和野城の城米引き渡しに関する史料を確認しておきたい。

まず「津和野移封一件引継関係覚書」⁽¹³⁾には、六通の城米引き渡しに関する史料が収められており、その概要を表2に示す。

表2の①～④の概要からもわかるように、城米についても元和三年八月二十二日に上使による内容や額の確定などが行われ、それらが亀井家へ預けられた状況にあったとみることができる。また、⑤で亀井家に渡された塩一〇〇俵については、⑥の城米の算用のなかで処理されている。仮にこの塩一〇〇俵が、武具目録【亀井】の87塩と同一のものであったとするならば、87塩は城米などとともに整理されたため、突合の印がなかったということになるのではないだろうか。そして、⑥にあるように①・②の借米や預け米を除いた城米の清算が元和五年五月二十三日に行われることとなった。

最後に、こうした城米が最終的にどのように扱われたのかが窺える「牧勘兵衛城米請取状写」⁽¹⁴⁾をみてみよう。なお、史料名には「写」とあるが、印・花押の据えられた正文である。

冒頭に「算用之覚」とあり、以下、米の算用の書き上げとなっている。概要は次のとおりである。

- ① 借米・預け米として三二八・五五九石（表2の①・②に対応）より諸引があり二九五・七〇四石が計上される。
- ② 城米として二三九・三一四石（若干の誤差はあるが表2の⑤に対応とみてよいであろう）が計上される。
- ③ 給人作分の種米として一・四一石が計上される。
- ④ これらの合計五三六・四二八石から給人取分など六一・四〇四四石を差し引いた、四七五・〇二三六石が「只今請取申候」とされている。

そして、末尾には

右之前濱田・長濱両所ニて慥ニ請取申候、但、柳生又右衛門殿、駒井右京殿、小笠原市左衛門殿御折帑之前、自然互之算用於相違者重而可得御意候、為後日如此候、仍如件
 元和五年

未ノ六月廿日

牧勘兵衛（花押・印）

吉見備前（花押・印）

亀井豊前様内

勝田新丞殿

参

とあることから、元和五年六月二十日に、四七五石余の米を石見国で港湾を有する浜田と長浜において受け取ったとみることができる。これは酒井仙千世とその家臣が、浜田や長浜で米を受け取ることができる地域を拠点としていた可能性を示唆しているのではないだろうか。

おわりに

本稿では、限られた史料から亀井政矩の津和野移封における城付武具の引き渡しについてみてきた。詳細が明らかにならない点も残されているが、史料から確認できた点についてまとめておきたい。

まず、坂崎出羽守は晩年には正式に「酒井出羽守」と名乗っていたことである⁽¹⁵⁾。そして、その嗣子として「酒井仙千世」という人物も幕府に認識されており、少なくとも元和五年六月までは、一定の家臣を抱えて存在していたといえよう。

次に、津和野城付武具の引き渡しについては、元和三年八月二十二日に、上使の改めを経て、亀井政矩へと預けられ、元和五年六月二日に酒井仙千世へ下げ渡されたのである。六月二十日の城米等の引き渡しも合わせて考えると、元和五年六月に、酒井家の城付武具や城米の最終整理が行われたといえよう。

大名の改易における城付武具の取り扱いについては、元和四年四月九日の越後国村上藩主村上忠勝の改易に際して「一弓鐵炮玉藥長柄、其外武具城中可殘置事」⁽¹⁶⁾と、幕府の方針が示されたとされる⁽¹⁷⁾。そうであるならば、元和三年の津和野城付武具の引き渡しは、幕府の方針が定まる直前の過渡的な状況を示す事例として位置づけら

れるのではないだろうか。

以上、「酒井出羽守城鉄砲并武具目録」を中心に、元和三年の津和野城付武具の引き渡しの状況の復元を試みたが、実際の城付武具の動きや、酒井仙千世と家臣がどのような勢力として存在したのか、また、酒井家のその後の動向についてなど、残された課題は多い。今後、これらの課題についても史料調査を行い、検討していきたい。

註

- (1) 本史料は、島根県立古代出雲歴史博物館、令和六年度企画展「山陰の戦乱 月山富田城の時代」において展示されたが、展示図録の列品解説における事実誤認、および釈文にも誤りがあるため訂正が必要である。
- (2) 宇田川武久「近世初頭の城付武具の実体と変容」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第五〇集、一九九三年)。「城鉄砲并武具之目録写」(国立歴史民俗博物館所蔵、石見亀井家文書、H一〇三二・一三二)。
- (3) 佐藤宏之「城の受け取りと武家の財」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八二集、二〇一四年)。
- (4) 「酒井出羽守武具其外荷物請取状」(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵、亀井家文書)が正文、「城鉄砲并武具之目録写」(国立歴史民俗博物館所蔵、石見亀井家文書、H一〇三二・一三二)は写しである。
- (5) 大坂夏の陣の際に、坂崎直盛が、豊臣秀頼の正室で徳川家康の孫娘の千姫を救出した後、千姫と公家との縁組を周施していたところ、本田忠刻との縁組が決まった。これを大いに恨んだ直盛は、輿入れの行列から千姫を奪おうとしたが発覚し、自害した(もしくは家臣に殺害された)という事件。
- (6) 「毛利三代実録考証」(『山口県史』史料編近世1下、山口県、一九九九年)、六八六頁。
- (7) 「酒井出羽守書状断簡」(国立歴史民俗博物館所蔵、石見亀井家文書、H一〇三二・一二)。
- (8) 沖本常吉編『津和野町史』第二卷(津和野町、一九七六年)、二二三～二三三頁。「毛利三代実録考証」(『山口県史』史料編近世1下)、六九一～六九六頁。佐藤論文

(前掲註3)などを参照。

- (9) 『萩藩閥閥録』第二卷(山口県文書館、一九六八年)、八一六～八一七頁。『津和野町史』第二卷、二一八頁には、同日付けで同様の内容の大石六之介宛上使連署状が紹介されており、酒井仙千世に与した家臣たちの存在が明らかとなる。

- (10) 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵、亀井家文書。

- (11) 佐藤論文(前掲註3)。

- (12) 佐藤論文(前掲註3)においては、「城鉄砲并武具之目録写」の表紙に、津和野御城附鉄砲・武具当分御預置、酒井仙千世殿江被下、御引渡之節、御同人御家来吉見備前・牧勘兵衛請取手形之写、本書ハ正徳四年午夏 御前江差上ルとあることから、「この目録が津和野城付の鉄砲や武具はしばらく酒井仙千世に預けられ、亀井家へ引き渡しのさいの吉見備前と牧勘兵衛の請取手形の写しであることが記されている。」とされている。ただし、「当分御預置」とされた点は、「当分御預置」と読むことができ、解釈にも再検討の余地がある。

- (13) 国立歴史民俗博物館所蔵、石見亀井家文書、H一〇三二・一三〇。このうち六通目の「御城米算用之覚」(H一〇三二・一〇一六)については、佐藤論文(前掲註3)において紹介されている。

- (14) 国立歴史民俗博物館所蔵、石見亀井家文書、H一〇三二・一二四。

- (15) 坂崎氏が酒井姓を名乗った経緯については明らかにしないが、明治初期の萩藩の史料「豊石高其外」(山口家文書館所蔵、毛利家文庫、一一政理一八六)には、「同(筆者注…慶長)十九年卯の年、大坂陣之時、出羽守功名あり、此時坂崎を改て酒井を賜り、酒井出羽守と言」とあり、大坂の陣での功績により酒井姓を賜ったとされている。真偽のほどは不明であるが、こうした言説が存在していたことが窺える記述であろう。「豊石高其外」は、幕末の幕長戦争の結果、萩藩の御預かりとなっていた豊前国企救郡、石見国浜田藩領・幕府領を朝廷へ返還する際の史料である。

- (16) 『徳川禁令考』前集第四、(創文社、一九五九年)、三六五頁。

- (17) 佐藤論文(前掲註3)。

凡例

- 一、本文には適宜、読点（、）や並列点（・）を加えた。
- 一、底本の体裁を原則としたが、史料の意味を変えない範囲で形式の統一を図った。
- 一、字体は原則として常用漢字を用いたが、特に必要と認めるものについては、原文のままとした。
- 一、変体仮名は、現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる「者（は）」については、原文のままとした。
- 一、突合の印については「へ」で示した。
- 一、説明として加えた傍注は（ ）で示し、文意不詳となる文字については、（マ）と傍注した。
- 一、花押は（花押）、印は（印）とし、継目印等は特に表記しなかった。
- 一、本文の解説との便宜を図るため、一つ書きの上に番号を付した。

10	一拾式匁筒	同	六丁
9	一十五匁筒	同	六丁
8	一廿目筒	但、筒ノ長さ 不同有	五丁
7	一三拾目筒		四丁
6	一三拾目筒	但、台なし	五丁
5	一五拾目筒		式丁
4	一六拾目筒		老丁
3	一六拾五匁筒		老丁
2	一合なし		式丁
1	一石火矢	但、入子四ツ	三丁

酒井出羽守

城鉄炮并武具目録

33	一鎗	但、長み	三本
32	一鎗	但、番鎗	百九拾七本
31	一鎗	但、長多鳥毛	式百九十五本
30	一鎗	但、大鳥毛 長味朱糸	五十本
29	合五百四拾五丁		
28	一弓	但、しらき	百八拾六丁
27	一弓	但、こ弓しらき	三十丁
26	一弓	但、しけどうの弓	三百廿九丁
25	大小筒数	合千廿丁也	
24	一三匁筒	但、台なし 古筒	十四丁
23	一三匁筒	但、古キ也	式百七十五丁
22	一三匁五分筒	但、古キも有	廿七丁
21	一三匁五分筒	但、はしやう筒 (はしや)	六十老丁
20	一三匁五分筒	右之小筒同へ (マ)	六十丁
19	一六匁筒	但、老尺式寸ノ いふう物小筒也	式百八十五丁 内老丁不足
18	一六匁筒	同	老丁
17	一拾匁筒	但、持筒	老丁
16	一六匁筒	但、台なし	あら地 廿式丁
15	一六匁筒	但、長筒	七十式丁
14	一六匁筒	但、みじかき	七十四丁
13	一拾匁筒	同	九丁
12	一拾匁筒	但、筒ノ長さ 不同あり	六十四丁
11	一古筒	但、中筒	廿丁

57	一玉箱	但、赤キ箱、ふあり	壹ッ
56	一矢立箱	但、しんニぬり、かわゆたん有	壹ッ
55	一同葉入箱	同	壹ッ
54	一玉葉箱	但、ふあり	十四
53	一葉箱	但、しんにぬり ゆたん有	廿五
52	一葉灰黄入箱		大小 八ッ
51	一葉樽 大小		廿七
50	一葉つば	大小有 同	九ッ
49	一玉葉箱	但、五百はなし入、ふ有	百廿三
48	一葉箱	内玉もあり 同 白キ箱	貳百
47	一矢筒	但、ふあり	大小 十九
46	一わぬけのいた		小数 三十
45	一うけ筒	但、のほりノ	三十
44	一のほりさを		三十本
43	一ゑすり竹		貳百五十本
42	一わぬけ竹		十貳束
41	一甲立	但、かしらなしも有 古キ也、石つきハすき也	五十三
40	一すき		十七丁
39	一くわ		九十五丁
38	合百四拾八		
37	一同	但、古キ とらのかわ	四ッ
36	一同	但、しかり毛	四十
35	一うつほ	但、黒キ也	百四ッ
34	合五百四拾五本		
82	一金ノよろい箱	同	大小 三ッ
81	一鉄炮袋ノ箱	同	貳ッ
80	一陣かまの箱	同	壹ッ
79	一うけ筒箱	切ふ有	壹ッ
78	一長持	但、古キ具足有	貳ッ
77	一長枝	但、金ノ馬よりい、金ノ笠有 但、切ふあり	四ッ
76	一さし物うちわ	但、黒キ也	壹本
75	一を縄	但、目積りニて請取	七十束
74	一を縄	内巻すしハ あらを也	三すし
73	一忍返		千七百
72	一からかね玉	但、かたきつゝミ、ふあり	百廿五
71	一長枝	但、金ノ笠入	貳ッ
70	一金ノ笠箱	但、まけ物入	八ッ
69	一碁番	同、ふ有	壹ッ
68	一長刀		廿ゑた
67	一つる箱	同	壹ッ
66	一ちやうちん箱	同	五ッ
65	一長枝	但、玉入、ふ有	壹ッ
64	一とうらん箱	ふ有、白キはこ	壹ッ
63	一とうらん箱	黒キはこ同	廿壹
62	一いかた箱	ふ有	壹ッ
61	一具足箱	但、番具足 箱壹ッ二十両入	廿五
60	一なまり玉桶	同	壹ッ
59	一からかね玉桶	同	壹ッ
58	一塩砂桶	同、ふあり	壹ッ

83	一とうらん箱	同	壹 大 ッ
84	一備前かめ		十三 小
85	一ほし飯		八拾壹俵
86	一くづのこ		七俵
87	一塩		百俵
88	一門のひじ		七ッ
88	一門つほ		六ッ
90	一門の中つほ		三ッ
91	一同中ひぢ		四ッ
92	一同かんかうほうあて		十四
93	一鉄のいた		百 四拾五枚
94	一帳箱		五十
95	一長持	但、帳入	壹ッ
96	一やけん	以上	壹ッ

右之道具改請取候、但、箱之分者封之まゝ預り置申所実正也

元和三年巳
八月廿二日

柳生又右衛門殿
小笠原市左衛門殿
駒井右京進殿

亀井豊前守
正矩(印)
正矩(花押)

